

第14期 葛飾区社会教育委員の会議（第11回）会議録

●開催日時 令和6年6月11日（火） 午後2時～4時30分

●会 場 区役所706会議室

●出席者

社会教育委員 （7人）

高井 正 萩原 建次郎 緒方 美穂子 齋藤 桂三

佐藤 菊宏 澤村 英仁 伊藤 香織

事務局職員 （3人）

生涯学習課学び支援係長 佐藤 吉裕

生涯学習課学び支援係主査（社会教育主事） 与儀 睦美

生涯学習課学び支援係 矢作 孝寛

説明者 （4人）

地域教育課青少年育成係長 宮村 淳史

生涯スポーツ課ランフェスタ係長 犬塚 洋幸

生涯学習課生涯学習係長 柳澤 正徳

生涯スポーツ課事業係 野上 翔平

出席者 計14人

次第

1 社会教育関係団体への補助金交付について

(1) 葛飾区子ども会育成会連合

(2) 一般社団法人 葛飾区スポーツ協会

(3) かつしか地域スポーツクラブ

ア 特定非営利活動法人 こやのエンジョイクラブ

イ 一般社団法人 オール水元スポーツクラブ

(4) 葛飾区文化協会

2 今後の会議の進行について

3 その他

配布資料 ◇：送付済み資料 ○：机上配布資料

◇葛飾区社会教育関係団体に対する補助金の交付について（諮問）〔資料1〕

◇補助金申請関係資料[資料2]

○社会教育法(抜粋) [資料3]

○第14期社会教育委員の会議スケジュール(案) [資料4]

○関連事業チラシ(かつしか区民大学「特別講演会 人生を楽しくする方程式」・「かつしかの伝統工芸 手書き友禅オリジナルハンカチづくり」、第37回合唱祭)

—開会—

○事務局 こんにちは。今日はお暑いところお集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から社会教育委員の会議を始めます。本日ご欠席の連絡をいただいている委員さんはいらっしゃいません。

本日は補助金の関係の説明のために、地域教育課、生涯スポーツ課、生涯学習課から職員が出席しております。それぞれ書簡の団体の説明と質疑応答が終了しましたら退席する予定となっております。本日、傍聴者はいらっしゃいません。

資料のご説明をいたします。まず次第でございます。それから、委員の皆様には送付させていただいております、葛飾区社会教育関係団体に対する補助金の交付についての諮問が資料1、補助金関係の資料が資料2です。また、メールでお送りしました追加資料を、お手数をおかけして申し訳ありませんが、差し込んでいただきますようお願いいたします。8ページと9ページの間でございます。それから説明資料としまして、社会教育法の抜粋が資料3でございます。また、資料4はスケジュールの案でございます。関連事業チラシとしまして、近々行われる事業のチラシを参考に置かせていただいております。特に区民大学が15周年ということで特別講演会のチラシを置かせていただいております。社会教育委員の皆さんにご参加いただけると嬉しいですが、お手数ですが申込みいただければ大変ありがたいと思います。

それから議事録ですが、第10回の会議録につきましてはまだできておりませんので、完成し次第ご確認いただきたいと思います。第9回の会議録につきましては、確定版を現在葛飾区ホームページに掲載しておりますので、どうぞご覧ください。

それではこの後の議事進行は、高井議長をお願いいたします。

1 社会教育関係団体への補助金交付について

(1) 葛飾区子ども会育成会連合

○議長 今日は、社会教育団体の補助金交付について審議してまいりたいと思います。私たちにとっては2回目になります。2回目といっても、なかなか分かりづらいところがありますので、多

少ずれたような質問をしてしまう場合もあるかも知れませんが、そのところはお許しいたいて、しっかり理解していきたいと思っております。

まず、なぜこういったことをやるのかといったことを含めて事務局からご説明をお願いします。

○事務局 一年前にも一度ご説明しましたので、簡単に説明したいと思いますが、議長から補足がありましたらぜひお願いしたいと思えます。お手元に社会教育法の抜粋を置かせていただいております。社会教育法第 13 条で、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、社会教育委員の会議等の意見を聴いて行わなければならない、と規定されています。元々憲法 89 条で、公金その他公の財産は、宗教上の組織又は慈善団体や教育団体に対しては、これを支出してはならない、という補助金交付を禁止する条項がございます、それに対して社会教育法第 13 条により社会教育委員の会議の意見を聴いて行われるということで可能になっているというつくりになっています。この「社会教育関係団体」というのは、同法の第 10 条で規定されております。本区の場合は社会教育関係団体の指定は厳密には行っておりませんが、実際にはたくさんある社会教育関係団体のうち、公益性の高い 5 団体に対して継続して補助金を交付しております。本日、補助対象事業に関して所管から説明いたしますので、ご審議をどうぞよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。平たく言えば、社会教育を振興していこうというときにお金がかかる。その時に公益的で連合会的な団体から申請を受けて補助金の交付について、市民も交えた社会教育委員の会議として話し合いを行うわけです。そのお金というのは、サポートするという意味では経費を負担する。かつてはお金を出すけども口も出すという時代もあったのです。「サポート・アンド・コントロール」。それが戦後民主主義社会を作っていこうという中で、サポートはするけれどコントロールはしないという、「サポート・バット・ノーコントロール」という考え方に立っています。実際にお金は出すけれども、きちんと適切に積み上げた申請を団体からいただいて、出す方としてもその趣旨きちんと理解して出していく。その決定の流れに、私たちのような第三者が関わり、それが法の趣旨に基づいてサポートするけれどコントロールはしませんよというところをきちんとできるかどうか確認をしていく、ということでイメージを持っていただければと思います。

区の税金ですので、補助金がどのような形で活用されたのかということも含めて、今日は各団体の担当職員の方から活動報告もお聞きすることになると思いますが、そういった活動を推進していく課題みたいなものもあれば、その辺も含めて議論を出していただければいいのかなと思います。より充実した活動をするために、補助金も必要なわけですので、そういう意味では活動の中身も触れながらご意見をいただければと思っているところです。

今日は全部で 5 団体ありますので順次進めていければと思います。最初は、葛飾区子ども会育成会連合会の補助金交付について、地域教育課からご説明をお願いいたします。

○地域教育課青少年育成係長 説明に入る前に、本日、本来は課長の高橋が説明をすべきところですが、区議会の文教委員会の時間と重なっている関係で、課長に代わりまして、地域教育課青少年育成係の係長をしております私、宮村から説明をさせていただきます。

それでは資料を御覧ください。資料2でございます。あと、先ほど机上配付の案内がございました補助金交付要綱も併せて見ていただければと思います。

本補助金につきましては、追加資料の「葛飾区子ども会育成会連合会事業補助金交付要綱」を根拠といたしまして、葛飾区子ども会育成会連合会の活動に要する経費の一部を補助することにより、地域における子どもの健全育成及び子ども会相互の交流を図ることを目的とし、公費の支出をするものでございます。以下、葛飾区子ども会育成会連合会を区子連と略称で説明させていただきます。

それでは、資料2の2ページを御覧ください。「補助金申請団体概要」でございます。まず、本団体の代表者は、江良ヒデ子様、補助金の申請金額は150万円、事業の完了予定日は、令和7年3月31日でございます。

次に、団体の目的・組織について説明します。区子連は昭和36年に設立され、現在加盟をしている子ども会の数は60団体、子ども会の会員数は3,604人、ジュニア・リーダー育成者指導員等は1,710名でございます。

次に、申請の要旨について説明をいたします。子どもを取り巻く環境への対応や親の意識を変える育成会活動など、子ども会が抱えている課題について4つの方針と4つの重点目標を掲げ活動を推進しております。また、区子連は少年キャンプやジュニア・リーダーの育成、ボッチャ交流会など各種事業の実施を通して、子ども会育成会の相互の連絡、調整、親睦を図り、また、単位子ども会の向上発展、子どもたちの健全育成を推進しております。

こうした目的を実現するために、令和6年度も各種の事業を実施していくこととしております。区子連は、加盟団体から年会費を徴収し財源確保に努めておりますが、区の補助金なくしては目的を果たすことが困難であるため、補助金を申請するものでございます。

(1) 子ども会育成推進事業、(2) 区子連の運営の2つが補助対象事業でございます。

補助対象事業に関わる経費の2分の1を限度とし、予算の範囲内において補正をするものでございます。

続きまして、補助金額及び支出について説明します。令和5年度は「補助対象事業費」は350万4,485円でございます。この金額には積立金など補助対象外の経費は含まれていません。補助金額は、予算と同額の150万円でございます。

内訳は記載のとおりでございますが、「ブロック活動費」は14万2,240円、18ブロックに対する活動費の助成です。「活動事業費」は162万5,705円で、主な内容はかつしか少年キャンプの実施、また、施設の見学会に要した費用でございます。

「研修費」は8万円でございます。東京都の都子連主催の研修会参加費などがございます。

続いて、「JL育成費」は73万1,672円で、主な内容は、ジュニア・リーダー講習会の開催に要した経費でございます。

続いて、「広報費」は7万7,241円。主なものは、広報紙の発行に要した経費です。

「会議費」は19万7,171円で、主なものは会議の会場の費用です。

「交通費」は2万8,237円で、主なものは研修旅費などです。

「通信費」は1万8,149円で、主なものは書類や資料の送付の郵送料です。

「事務費」は3万6,430円で、主なものは消耗品の購入や備品の購入の代金です。

続いて、「渉外費」は10万1,000円で、主なものは他団体への協賛金等です。

「都子連加入分担金」は2万円、「都子連運営費」は44万6,640円で、主なものは両科目とも、東京都子ども会連合会加盟に関わる費用です。

令和6年度の予算額については記載のとおりでございます。なお、配布資料の2の7ページを御覧いただければと思います。こちらは令和5年度の決算書でございます。支出の部の「助成金」という項目が支出の部の下から4個目にありますが、この11万6,948円は令和4年度の補助対象事業費の2分の1が150万円に満たなかったために返還となった補助金の金額でございます。返還自体は令和5年度に行われたため、令和4年度の補助金の返還金が令和5年度の決算書に記載されています。

資料の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。では、今のご説明と頂いた資料を見て、確認したいところなどがあれば発言していただきたいと思っております。

○齋藤委員 令和5年度の決算、令和6年度の予算ということで150万円ずつ計上されていると思っております。多分令和4年度も同じ150万円だったと記憶していますがいかがでしょうか。

○地域教育課青少年育成係長 はい。補助金額は変わっていません。

○齋藤委員 それはなぜですか。会員数や様々な数字というのは年度ごとに変化していくと思いますが、なぜ申請の金額だけが同じなのでしょう。

○地域教育課青少年育成係長 要綱上は区の補助金は予算の範囲内となっております。前年の執行状況を踏まえ、予算の査定を経て予算額として決まっているものでございます。ただ、4年度、3年度とコロナ禍で活動が自粛、縮小され、執行額も減少しました。しかし、コロナ禍後に活動が再開されることを見据え、予算額は削減せず維持されています。

○齋藤委員 ということは、現状のルールの中で決まっているからこの金額を申請するということでしょうか。

○地域教育課青少年育成係長 はい。150万円自体は単年度ごとの予算で金額が決まっているものでございます。

○齋藤委員 何が言いたいかということ、子どもの会員数は増減がありますよね。ジュニア・リー

ダーや育成者、指導員の数も増減があると思います。それに対して、補助金の申請額が変わらないというのは単純に何故なのかなと感じます。

○**地域教育課青少年育成係長** おっしゃるとおり年度により会員数には増減がございます。近年の増減を見ますと、会員数は、昨年度の3,555人に対して今年度は3,604人ということで、微増という状況でございます。また、子ども会の加盟団体数は、昨年度と同数の60団体です。指導員の数は、昨年度1,709名に対して今年度は1,710名と、微増ですがほぼ横ばい状態です。このことから、金額については適切と考えております。

○**齋藤委員** この「ジュニア・リーダー」はどんなことをするのでしょうか。

○**地域教育課青少年育成係長** 「ジュニア・リーダー」は、子ども会活動が楽しく充実したものとなるよう、活動しています。例えば小さい子に対して遊びの指導をしたり、キャンプでの炊飯のときの火の起こし方や野外の遊び方、キャンプファイヤーでの遊びの指導をしたり、そういった役目を担っていただいている方々です。

○**齋藤委員** 「育成者」というのは。

○**地域教育課青少年育成係長** 「育成者」は、子ども会の役員などが該当します。「ジュニア・リーダー」は青年の方々ですが、「育成者」は年長の方々です。

○**齋藤委員** 「指導員」は。

○**地域教育課青少年育成係長** 「ジュニア・リーダー」は22歳という年齢制限があります。22歳を超えると「指導員」に該当します。

○**齋藤委員** 会員数のほぼ2分の1がジュニア・リーダー、育成者、指導者に相当していますが、2人に1人が指導をする立場というように見えてしまいました。この人数がそんなに必要なのか、ということと、指導者をこれらかも育成するのかそれとも今後どんなことをお考えなのか、補充しなければいけないからなのか。

○**地域教育課青少年育成係長** 子ども会の会員数は、直近では横ばいですが、長期的に見ると減少傾向にあります。区子連としては、より活動を活性化させていき、結果として子ども会の会員数も増やしていきたい、子ども会の意義をもっと高めていきたいという認識の中で活動しています。

○**齋藤委員** 子ども会の意義を高めたいという部分が、決算と予算の数字に現れているのかそれとも現れていないのかがちょっと気になります。それと、会議のお金は増えているのですけれども。会議の予算だけが突出して。19万7,000円だったわけですね、決算上では。でも、今回の予算では50万円を計上しているわけですね。それが、今言ったようなことを増やすためにこれだけ多くのお金が必要だということですか。

○**地域教育課青少年育成係長** 子ども会としては、これからどんどん活性化していきたいという考え方に立って予算を組んでいると理解をしております。

○**齋藤委員** それならば広告費とかにお金を費やしたほうが集まるのではないかと感じていて、

なぜこの配分がこうなったのかなと気になりました。同じ150万円でも、前年と比較したときにどうなのかなと感じました。確かにコロナの影響はあったと思いますが、ちょっとその辺りが気になりました。150万円ありきの数字になっていなければいいなとも感じています。そして担当課の方々がどう感じてこれを受け付けたのかなというのが、ちょっと気になりました。

○副議長 私は青少年育成のほうで専門的に研究しているので、その立場から1つ意見を言わせていただきたいのですが、都市化の中で、子ども会、ジュニア・リーダーがどんどん減っていった傾向です。そうなるとうなっていくかという、地域に居場所がなくなっていく。ジュニア・リーダーというのは大体中学生、高校生、もしくは大学生年代までやるのです。大田区は結構それが盛んで、子ども会から育っていったいわば地域リーダーが、今度は子どもたちの面倒を見る、そして育成会の人たちがそれをバックアップする、そういう世代の循環がしっかりできて、その地域の中で子どもたちが育つ、という生きた仕組みができていく。でも、都市化がどんどん進んでいく。東京でいうと、西側のほうはどんどん減っていていますし、全国的に都市部は壊滅的な状況にあります。

そんな中で今、都市部で起こっていることは、地域にも居場所がなく、小学校高学年の子どもたちの暴力発生件数、発生率は、中学生を抜いて全国的にトップです。つまり、遊べる相手もいなければ遊べる場所もないし、活動する場もないという状況です。公園でもボール遊び禁止です、ほとんどが。そういう中で、こうした地域の育成活動でキャンプに連れて行ってくれたり、レクリエーションをやってくれたり、また、自分たちもそういう中で活躍できるという中で自己肯定感を高めている。あるいは、大人との付き合いの中で多様な他者と関わるコミュニケーション力というのがすごく養われています。都市化が進んでも、そういったジュニア・リーダー出身の子たちというのは孤立化が防がれています。実際に幾つかの事例を私は持っています。結婚して転勤族になって孤立した子育てとなっても、いろいろなところに掛け合って交渉する力がもともとジュニア・リーダーで養われているので結構防がれている。将来的には非常にいろいろな意味でこの活動によって助けられていることがたくさんあります。

この会議費がプラスアルファになるというのも、僕はよく分かります。「会場」は非常に重要です。活動する場所が本当に無いのです。だから、いつでも使える活動の場を確保しておくという意味で、そういう会議室を取っておくというのは、僕は十分必要なことだと思います。これだけ厳しい状況の中であって、葛飾区も今、再開発が進んできて、恐らく新しい住民がどんと入ってきたときに、地域がいろいろな意味で分断が進む可能性も高い、リスクが高いと僕は思っています。

そんな中でこうした地域に根ざした人間関係のつながりというものをやはり維持するためには、このような補助金でバックアップして社会的な支援を手厚くしていかなかったら、これは簡単に壊れてしまいます。なので、僕はこういったことを150万円ではむしろ少ないのではないかな、と。ほかの団体に比べても、ですね。もう少し全体的な、今の子どもが大人になっていく育ちの環境だ

とか、次世代を育成するだとか、そういったことも含めた、地域の健全育成の土台の部分、子どもが育つ、全ての子どもたちのためにやっている活動に対しては、こういった場においても社会的な理解がどんどんと進んでいかないと、ジリ貧になってしまう。これは非常に危ない状況です。

前回の会議で世田谷区での孤立化の進んでいる状況についての分析のレポートをお配りしましたが、若者が孤立化している、子育て家庭でさえ孤立化がどんどん進んでしまっている状況が世田谷区ではもう出現してしまっていますし、進行しています。30代の単身者は近所付き合いがほぼゼロという結果が4割という状況が出てきています。葛飾区はまだそこまでにはなっていないはずですから、ここをちゃんと補助金として支えたい。社会的にボランティアな事業に対しては、むしろ150万円といわず、僕は200万円とか300万円とか、もっと上げてもいいくらいではないかなと思います。

○議長 ありがとうございます。この補助金を出す意味を超えて、子どもたちが元気に育っていく葛飾区をどのように実現できるのかという大きなイメージというのでしょうか。それがあつた上で、ではこの部分の補助金というのはどんな意味があるのだろうか、特にこれについては主体的に活動する人たちがいるからこそ申請があつて補助するということなので、そういった主体的な区民の皆さんの活動をより広げていくためには、また、お金の使い方とか様々な課題が出てくるのかなと思ってお話を伺いました。

そういう意味では、前の年と同じくらいの金額だったら通りやすいということがあるのですが、では、その150万円の意味は一体何なのかというところを、どこかできちんと考えていく必要があると。増やすなり少なくするなりしても、意味があつた上でやっていく必要があるということ、2人の委員さんからのご意見から聞きました。

○澤村委員 3ページに「活動報告」という表があります。これに、区子連さん主催のものもありますし、区教育委員会等との共催のものもあります。特に、一番右の欄に「行政・関係団体との関連活動事業」ということで、まさに「かつしか子どもまつり」とか、下のほうにいきますと、「かつしか少年キャンプ」とか。これは2ページに書いてある区子連さんの事業の1つとなっています。でも、3ページ右の欄に書いてあるということは区と共催なわけですよ、きっと。そうすると、事業費のほとんどを区が出しているのではないのかなと。その辺の費用負担は区がやっけて、区子連さんではこの一部分を受け持つために打ち合わせをやって、それに対する会議費だとか広報費だとか交通費だとか、そういう間接経費の計上がこの150万円ということなのですかね。

その辺の費用負担の考え方、それから区子連さんは「子どもまつり」で何をやられているのか、また、「かつしか少年キャンプ」で区子連さんがどういうところを受け持っているのかということをお聞かせいただければと思います。

○地域教育課青少年育成係長 「少年キャンプ」の区と区子連の費用負担について説明します。例えば昨年度もバスを2台借りて行きましたが、そのチャーター代は区が負担しております。また、

キャンプで使用する遊具や物品の購入、随行する看護師への報酬は区が負担しております。なお、参加者の宿泊費や食事費などは個人の負担になりますが、1人当たり1,000円の補助が出ており、これを区子連が負担しております。

役割の分担としては、まずキャンプの企画、立案、運営については、区子連が中心となり、ジュニア・リーダークラブとの協働で行っています。区としては、例えば施設の予約や参加者のとりまとめなど事務的な部分を役割としては担っております。また、キャンプ中の急病や、熱中症で体調が悪くなった場合の救急車の手配などは区が担います。

「子どもまつり」も区と区子連の共催となっております、実行委員会形式で企画、立案、運営しています。例えば大道芸人への謝礼や、待機していただく医師への報酬、各コーナーのテントの設営委託、従事いただくボランティアの方々へのお弁当などを区が負担しております。区子連ではボランティアの方々へのお茶を購入いただいています。

スーパーボールすくい、たこ揚げなど各コーナーの運営は、各ボランティア団体様にやっていただいておりますが、本部の運営や広報は区と区子連で協働して行っております。

○澤村委員 非常に複雑な感じですよ。区は区でやって費用を出して、共催の区子連さんも補助金をもらっていると。委託を受けているわけではないですよ。

○地域教育課青少年育成係長 委託ではなく、共催です。

○澤村委員 この子どもまつりだとか少年キャンプをどういうふうに進めていくかという委託を受けているわけではないわけですよ。そうすると、やはり区子連さんの経費としては、さっき言った会議費だとかそういうことが主になってくるわけですかね。どういうふうに参加していこうか、どうやってほかのボランティア団体とうまくやっていくのかという間接的な経費を負担して、さらにその中の一部を補助金で賄うという仕組みになっているのですかね。

○地域教育課青少年育成係長 その通りです。

○澤村委員 だから、子ども大会の経費が幾らだとかキャンプの経費が幾らだとかというこの補助金対象事業費の内訳というのはなかなか作れない、作るの難しいということになるわけですよ。やっていることがいっぱいありますものね、共催で。

○地域教育課青少年育成係長 そうですね。1個1個の項目の詳細な報告を受けているわけではありません。補助金の要綱上、今回提出されている実績、この1ページから4ページまでが補助金要綱上の実績報告として必要な書類となっております。これについては必ず提出を受けてチェックをし、何か不自然な点があれば問合せをするということを行っておりますが、その1つ1つの例えば消しゴムを1個買ったよとか、例えばここの会議のためにこの会議室を幾らで借りたよ、何月何日だよというそこまで細かいところの報告は求めていません。チェックも、必要に応じて行っています。

○澤村委員 分かりました。5年度の補助金対象事業が350万円あるので、6年度は返還の必要が

ないということになるわけですね。

○地域教育課青少年育成係長 そうです。

○澤村委員 分かりました。

○議長 ありがとうございます。

○佐藤委員 参考までに、ジュニア・リーダーさんに対する謝礼というのか、有償ボランティアという範囲の中で、1時間に幾らくらいお渡ししているのですか。

○地域教育課青少年育成係長 申し訳ございません。手元に資料がないため改めて回答します。

○佐藤委員 じゃあ、見つけたときで。あと、何かイベントに参加するときに、ジュニア・リーダーさんたちに交通費とかも出していないということを聞いているのですけれども、交通費は5万円しかになっていないですね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 生涯スポーツ課のランフェスタ係長をやっております犬塚と申します。今のジュニア・リーダーさん、スポーツ課の事業にもご協力を頂いております、ここでいいますと、わんぱく相撲大会であったりとか、かつしかスポーツフェスティバルであったりというところでご協力を頂いております。どういった協力かといえますと、当日の運営スタッフであったりとか、わんぱく相撲大会のほうでは青年会議所さんと連携して、当日の子どもたちの面倒を見たり整備したりというところをやっていただいております、その事業によって謝礼であったりとか手当的なものであったりというのは恐らく全部違って、スポーツフェスティバルでいうと、ご協力いただいたジュニア・リーダーさんには、うちでいえばクオカード1,000円分とか、本当にそれくらいで、ボランティアでやっていただいているというのが実情。この事業に関しては、恐らくそういう実情ではないかなと感じています。

○佐藤委員 交通費も出さずに。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 恐らくそれが交通費程度ということでの。

○佐藤委員 本当にもう。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 それぐらいご協力は頂いていると、こちらは認識していません。

○佐藤委員 実際問題ジュニア・リーダーさんにあげている金額が物すごく少ないですね。でも、何となく、これを見るとジュニア・リーダー育成のためにたくさん何かをしているように見受けてしまうのですが、実際にはそれほどでもないのか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そこは多分講習会などではないかと思えます。

○事務局 どちらかというと、講習会事業ですね。講習会に関わる経費。なので、実際にジュニア・リーダーとして地域でいろいろなイベントで活動するとか、あとはジュニア・リーダー講習会が終わって、ジュニアでクラブというのがありますけれども、クラブ員なんかは本当に手弁当です。基本的には、何かイベントに協力をするとお弁当が出るとか、それからクオカードが出るとか、

その程度の内容ですよね。だから、ここの経費に出てきている育成事業というのは、講習会に関わる経費がほとんどですね。

○澤村委員 だんだんやる人がいなくなってしまうのではないですかね。そうすると、さっき萩原先生がおっしゃっていた孤立化とか、こういうイベント自体ができなくなるという可能性もありますよね。

○副議長 担い手がなくなりますよ。

○澤村委員 もう少し待遇を上げてあげないと。

○佐藤委員 実情、どんどん少なくなっているのです。

○澤村委員 やる人は、そんなにいないですよ。これで生計を立てているわけではないし。

○佐藤委員 金銭の問題ではないと思うのですけれども、あまりにも「ええー」というようなものしか出されていない。

○澤村委員 そういう実態があるのですね。

○齋藤委員 毎回補助金が同じだということ自体がそもそもだと感じます。補助金の額を実態に併せて考えると増減だけを議論する状況に陥りがちですが、今のようにボランティアに依存する状況は良いことだとは思いません。やはり多少なりとも、報酬は必要なのかなと感じます。だから、それも予算に入るかなとは思いますが。

○佐藤委員 東京都の最低賃金の範囲内、それ以下だったら有償ボランティアという考え方があっていいのではないかなと思います。

○副議長 大人の方々も大変だと思うのですよね。仕事と家庭を持ちながらボランティアでされているので。それこそ、そういう方たちは多分自家用車を出して、ガソリン代はそんなに明細を細かく出せないで「持ち出し」にしてしまっているのではないかと、容易に想像できるのですよね。でも子どもたちが生き生きとしている姿を見て、「またやろう」とやっているところが多くて。こういうことに対しては、シビアにというよりも少し寛容で、何かうまいことバックアップしてあげる何か。

○佐藤委員 そうですね。齋藤委員さんが言うとおりでと思います。アップするところはアップですよ。

○議長 今回殺害されてしまった保護司の方もそうですね。まったくの無償ではないかと思いますが、青少年委員さんとかは身銭を切って活動している。そうした方々が本当に社会教育の場でたくさんいらっしやるわけなのですね。そういう仕組みが果たしているのかどうか。次の世代にちゃんと循環していけるかどうかと考えると、非常に厳しいことなのかなというところだと思いますが、そういう意味で、やはりお金をかけてもやる意味があるものと、あまりかけても意味がないものというのをちゃんと考えていかないと、限られた税金ということなので。やはり子どもにかかる部分については考え直していかないと、より厳しくなってしまう世の中なのかなと感じているとこ

ろです。

事務的な話になってしまいますが、7ページの今年度の決算書でいいますと、「都子連安全事業・運営費」というところを見ると、8ページを見ると、80円掛ける人数分というのが出ているので、80円掛ける子ども会の人数とかジュニア・リーダーの人数とか育成者の人数を掛け算した数がこの決算の額に現れているのかなと思いました。このお金というのは、例えばこの5年度の決算でいえば、44万円が都子連に1回入るといって支払って、それがまた支出の部のほうで「都子連運営費」といって44万円が戻ってくるという、そういう意味なのですか。

○地域教育課青少年育成係長 各子ども会から1人当たり80円という金額を。

○議長 区子連が集めて。

○地域教育課青少年育成係長 集めて、それを都子連に同額で払っていると認識しています。

○議長 この都子連の、そういう意味ではこちらの区からは44万円都子連に入って、それはいろいろなところから都子連に入っているわけでしょうけれども、そちらの使われ方については、そちらの総会できちんと点検をしているということになるわけなのですね。

○地域教育課青少年育成係長 これは共済保険の保険料と聞いております。

○議長 保険料。では、以前のことですが、PTA連合会がPTA保険をかけて、それを支払って、今はどうなのか分かりませんがそれを支払うと少しバックがあるという話があり、一時間問題として指摘されたところがあるわけなのですが、こちらはそういう保険事業になっているのですね。

○地域教育課青少年育成係長 保険のお金と聞いております。

○議長 分かりました。何かあったときに、けがとかをしたときにこれで傷害保険とかを払ったりとかそういうものということなのですね。全体の額からすると非常に大きな額を占めてありますので。では、純粋な分担金というのは、ここでいう10万円ぐらいしか、53団体2,000円というのが、都子連の分担金を含めて2万円だけということですね。

○地域教育課青少年育成係長 そうです。

○議長 それでは、都子連の事業に参加するときは、それぞれに何か分担金を払って参加する形になるわけですね。

○地域教育課青少年育成係長 申し訳ございません。その点は把握していないので、改めて回答します。

○議長 分かりました。以前、都子連の研修会で講師をしたことがあります。そういうところの参加費の確認を今度しておいていただきたいと思います。

○地域教育課青少年育成係長 分かりました。

○議長 なぜこんなことを聞くかと言いますと、よくPTA連合会とか青少年委員会も含めて、上部団体から抜けるケースがどんどん今、増えています。特に日本PTA協議会や東京都のPTA連合会からも随分抜けたりとかしています。これは分担金の額が大変だからということも聞いてい

るのですけれども。なので、そういう意味では分担金が2万円ということであれば非常に少ない額
と
思っているのですが、都子連の活動というのは意味があると思いますので、経費の扱いがどうな
っているかちょっと確認いただければなと思います。

○地域教育課青少年育成係長 分かりました。

○議長 これは入ってくるけれども保険代として出していて、金額的には変わっていないと捉え
てよろしいわけですね。

あと、8ページの予算のところをよく分からなかったのは、一番下の支出のほうの下から4行目、
「都子連安全事業活動費」というのが10万円あって、「本会計→安全会会計」という、これはどう
いう意味なのかなと思いました。

○地域教育課青少年育成係長 これは、区子連の会計が本会計といわれている通常会計と特別会
計があって、帳簿上、この10万円を最終的には特別会計に移すということでお金の出し入れがある
わけではなくて、本会計から外して安全会会計という特別会計のほうに移すよという帳簿上だけの
話で、お金は実際動いていないと聞いております。

○議長 これは都子連の会計のことなのですか。安全会会計というのは、都子連の会計ですか。
葛飾区の。

○地域教育課青少年育成係長 区子連の特別会計です。

○議長 区子連の特別会計に入ると。

○地域教育課青少年育成係長 はい。

○佐藤委員 積立金になっているということですか。通常会計から支出して、特別会計の積立金
になるということですか。

○議長 本会計から安全会会計というのが単純によく分からないということなので、確認してお
いていただいて、どういうものが伝えていただければと思います。

○地域教育課青少年育成係長 分かりました。

○澤村委員 積立金になっていたとしても、この対象事業費の中には入っていないのですよね。

○地域教育課青少年育成係長 入っていません。

○澤村委員 積立金を補助金でやっていたら、ちょっとまずい。

○地域教育課青少年育成係長 はい。これは対象外の事業費です。

○議長 分かりました。子どもの育成というのは本当に大きな大事なテーマですし、そういう意
味ではお年寄りにお金をかけることはいっぱいあるわけですが、ぜひ子どもたちにとってはこれが
大事なことだと思いますので。

どうでしょうか。あと、皆さんのほうで何か確認したいところとかご意見とかあれば。今日の1
つ目ということで時間をかけてやっておりますが、大事なところなのでよろしいかと思うのですが。

ちなみに、「ブロック活動費」というのは、6年度予算は20万円あるわけなのですからけれども、こ

これは各ブロックにお返しするというか、自分ところのブロックの活動に使ってくださいということで配布するというイメージですか。

○地域教育課青少年育成係長 そうです。

○議長 18ブロックで20万円ぐらいということは、1万円ちょっと返すということになるわけ。返すとおかしいですが。

○地域教育課青少年育成係長 18というのはブロック数です。

○議長 ああ。ブロック数ですね。

○地域教育課青少年育成係長 子ども会数としては60団体なのですけれども、均等に割るわけではなくて、子ども会数1人当たり40円として各ブロックの会員数に合わせて割り振ります。

○議長 単純に考えれば、子ども会が10人にいれば80円で800円集めて、その半分が返ってくるという、変な言い方ですが、そういうイメージですかね。

○地域教育課青少年育成係長 はい。

○議長 分かりました。手間だけかかるようなイメージにちょっと感じてしまったので。すみません。どうでしょうか。上限がある中でこういった申請が来ているようなイメージもあるわけなのですけれども。

それでは、この一件としては必要があればもっとたくさん出してもいいのではないかというぐらいの話が出ていますので、こういった金額を出すことの意味はとて。出すことは全然問題はないというご意見かと思いますが、きちんとした決算というのは、この会の中で決算報告されているかと思えますけれども、必要に応じて中身について少し調べていただくなりして、ちょっと分かりづらいところもあるのかなと思えますので、素人の私たちが見ても分かるようなところを事務局でもご準備いただければと思っております。基本的にこういった会計も全部自分たちでやっていらっしゃるということなわけですよ。

○副議長 それは大変ですね。

○議長 大変だと思います。

○副議長 これだけの人数、60団体をこうやって連合で取りまとめて事務を。本当に仕事と家庭と掛け持ちながら決算までやるというのはすごく大変だと思うので、そういう意味でも。だから、今後減っていったときに、ではそのままそれに比例して減らせばいいかということ、事務負担は増えるわけですよ。それをやる人がどんどん減るわけですから。それでいいのかということもあるわけですよ。今後、そういう人たちを支えていくためにも、お金でなくても何か別の手だてというのでも考えなければいけないくらい、これは結構地域コミュニティの基盤に関わる話だと思うので、今回お話しさせていただきたいと思いました。

○議長 単に補助金額云々というよりは、補助金を出していく意味というのでしょうかね。子ども会活動を活発化していく、それを実際どう支援していくのかというときの基本的な考え方みたい

なところが問われているのかも分からないですね。

では、最後に確認になりますが、子ども会育成会連合会の補助金交付については、これで「妥当」ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、よりよい形の適正な執行と、どういう部分を支援していく必要があるかについてもぜひご検討いただければと思います。ありがとうございました。ちょっと予定より長くなっておりますが、もしよろしければご退席いただいて。ありがとうございました。

(2) 一般社団法人葛飾区スポーツ協会

○議長 では引き続いて、「一般社団法人葛飾区スポーツ協会」ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 本日、生涯スポーツ課長の宮木が本来であればこの場でご説明する予定ではあったのですが、文教委員会のほうとお時間がかぶってしまいまして、私、ランフェスタ係長をやっております犬塚からご説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、今年度、一般社団法人葛飾区スポーツ協会より361万円の申請がございました。資料は9ページ、「補助金申請書」のとおりとなっております。

本協会のあらましにつきましては、次の10ページ、「補助金申請団体概要」という資料でご説明します。本協会は、もともと葛飾区のスポーツ振興と区民の体位・体力の向上を図り、スポーツ精神を涵養することを目的に、葛飾区体育協会として昭和23年に設立されました。以降、今日まで絶え間なく区民のスポーツ振興のために活動いただいておりますが、近年のスポーツに対する価値観の変化、多様化といった社会現象を捉えつつ、競技スポーツにとどまらず幅広くニーズに対応していく必要性などから、令和6年度より名称を「葛飾区スポーツ協会」へと改めたところでございます。

当協会には、現在41団体が加盟しており、区主催のスポーツイベントへのスタッフ派遣、区民体育大会をはじめとする各種目スポーツ大会の主管を担っていただくなど、区と連携協働関係の下で引き続き区民のスポーツ振興に大きく貢献いただいているところでございます。

次に、補助金申請内容についてご説明します。同ページの左下に令和5年度決算の欄がございます。令和5年度の補助金ですが、合計で307万5,000円となっております。その内訳としまして、「区民体育大会の開催」、10万円。「都民体育大会参加選手に対する助成」、40万円。「単位団体の助成及び育成」、239万8,000円。「体育・スポーツの普及に関する事業」として17万7,000円。合計で307万5,000円が5年度の決算額となっております。

続きまして、令和6年度予算、右側の欄になります。令和6年度予算では、冒頭に申し上げまし

たとおり、361万円の補助金を計上しております。内訳としましては、「区民体育大会開催」、20万円。「都民体育大会参加選手に対する助成」、60万円。「単位団体の助成及び育成」、261万円。「体育・スポーツの普及に関する事業」、20万円。合計で361万円の補助金の計上となります。

簡単ではございますが、以降、続く資料としましては、11ページから18ページまでが「令和5年度事業報告」。19ページから24ページが「令和6年度事業計画」。次の25、26ページが「令和5年度損益計算書」。27、28ページが「令和6年度収支計算書」となっております。

最後、29、30ページには、本件の根拠となる「葛飾区スポーツ協会事業補助金交付要綱」を添付しております。交付対象事業につきまして、この要綱の第2条に規定しております。交付対象事業としましては、(1) 区民体育大会の開催、(2) 五区共催大会の開催、(3) 都民体育大会参加選手に対する助成、(4) 単位団体活動の助成及び育成、(5) 講習会の開催、(6) 体育・スポーツの普及に関する事業、に関わる経費としております。また、第3条において、予算の範囲内において区長が算出した額として交付額の限度額を規定しております。

簡単ではございますが、資料に関するご説明は以上です。補助金の交付に当たりまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。「スポーツ協会」に名称を今年度から変えられたのですね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 はい。

○議長 今までは体育ということですね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうですね。

○議長 国体も名称を「スポーツ」に変更しています。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 東京都も国のほうも、「スポーツ協会」ということで名前を変えております。

○議長 簡単な話だけ聞きたいと思いますが、10ページの資料の一番下のほうに「単位団体の助成及び育成」というのが、この中ではとても大きな額の260万円とか、去年だと230万円とかあるわけなのですけれども、この事業報告を見たときに「単位団体の助成及び育成」に当たる事業というのは、例えばどういうものになるのかなと思ひまして、具体的には。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 まず、各団体がそれぞれ独自の、要は区主催以外の事業を日々展開しているところなのですけれども、その各団体に対して基本額として1団体当たり3万5,000円の助成をしている。

○議長 スポーツ協会から出している。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうです。協会から各加盟団体に助成しています。それプラス、協会主催のイベントや区主催のイベントへ各加盟団体からスタッフを派遣していただく。これもボランティアなのですけれども。それをしていただいた加盟団体に対して、上限を5,000円として、それぞれ派遣していただく数が違ったりとかニーズが違ったりするので上限を5,000円とし

て、そうしたところで加算金を支出しているところです。それが主な支出になります。

○議長 上限というのは、ニーズに関係なく1団体に。ニーズに応じてですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 恐らく、何人までは5,000円であると思うのですけれども、それ以上出していただいても上限は5,000円という意味合いだと受け取っております。

○議長 分かりました。この損益計算書などを見えますと、41団体の会費ということで180万円ぐらい会費が入って、加盟するためにお金を払って、何か活動するときに人を派遣して少し戻ってくる、戻ってくるというとおかしいですが、活動の協力金みたいな形で入ってくるというイメージでしょうかね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 はい。そういう感覚です。

○議長 分かりました。加盟費1団体4万円ぐらいということでしょうか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 おおむね。確かそうだったと。

○議長 分かりました。単位団体の助成というよりも、自分たちの協会の事業を実施するために協力してくださった方への多少なり謝礼的なイメージでしょうかね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうですね。謝礼の意味合いも含めた助成になっているのかなと感じております。

○議長 分かりました。交付対象事業の中に「単位団体活動の助成及び育成」ということになるので、加盟している単位団体の活動の助成というところとちょっとまた違うのかなとちょっと感じたので、それでちょっとお尋ねしたところです。分かりました。ありがとうございます。

ちょっと細かいところをお聞きしてしまいましたが、いかがでしょうか。皆さんのほうで確認したいところ。

○澤村委員 先ほどご説明がありましたけれども、要綱の中に、補助金の交付額が予算の範囲内において区長が算出した額とするとなっておりますね。先ほどの区子連さんは、必要事業経費の2分の1という明確な基準があったのですが、明確にはなっていないところがありますね。例えば25ページに損益計算書が載っています。これは令和5年度のものなのですが、この中に経常収益の上のほうからずっと見ていきますと、「受取助成金等」という中に「葛飾区より補助」。これが本件で307万5,000円。それ以外にも「都体協より補助」とか、あるいは「被災地復興助成金」。これは令和6年ではなくなっているみたいですが。それから補助金というのもあって、「都のジュニア育成事業」とか「都のシニアスポーツ事業」とか、「区健康スポーツ補助金」というのも大きいですね。これだけいろいろ補助金、助成金を受けているのですが、先ほどの区子連さんのように、助成対象事業費が幾らでそれに対して幾らの補助という形にはどれもなっていませんね。例えばいろいろなところから補助金が支給されていますが、ここの事業に対しては都が補助する、この事業については生涯スポーツ課のほうで補助する、あるいは二重になっているとか、そういうことがはっきりこの中では事業費は分からないのですが、ほかの補助金との関わり合いはどうなのですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 まず、それぞれのここに計上されている助成金や補助金については、各事業に対する補助になっています。大きくいいますと、今回のスポーツ協会への補助金、ここで審議していただく補助金と、ほかの助成金や補助金の部分とかぶらないように審査をした結果で金額を提示しているところになります。

○澤村委員 そうすると、実際の対象事業費というのはそれぞれ別々に、ここには記されていないようですけども、実際には出ているということなのですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 はい。実際には出ています。

○澤村委員 その2分の1とかという基準はないようなのですが、そのときによって変わるのかもしれないけれども、もし差し支えなければ、去年当たりでどのくらい補助しているのかということもちょっと聞きたいと思いました。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 パーセンテージ的なところですかね。

○齋藤委員 例えば2分の1ですとか3分の1ですとかいう基準がないので、「じゃあ、このぐらいの事業だからこれだけ補助するよ」という感じでしょうか。

○澤村委員 予算の範囲内で区長が算出した額とするということなので毎年違うのかもかもしれませんけれども、例えば去年のこの社会教育関係の補助金の中では、事業費の中の何割ぐらいの補助になっているのかということが、もし教えていただけるなら教えていただきたいということです。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 申し訳ないです。そこまで計算は、算出はしていないのですけれども、昨年度までは307万5,000円というある程度固まった金額でずっと来ていて、当然スポーツ協会自体収益事業をほとんどやっていない団体なので、要は、いろいろな加盟団体が集まってそれを取り仕切るというところの団体であるので、事業をやるとしたら何かしら補助金や助成金がないと事業ができないような状態です。そこを回していくための補助金として今までずっと支出をしていたわけなのですけれども、おっしゃるとおり、どの経費のどれぐらいの割合を占めるところまでを補助金で支出しますというところを、本来はやらなければならないと思うのですけど、現状まだそこまで精査し切れていないところがありますので、実際に運営していく経費の中で全部を補助金で賄うことはまずないのですが、スポーツ協会自体も広告収入などの収入がありますので、それでも賄えない部分を補助金で支出しているというところではあります。そこを予算要求のときに査定をして、金額を出すという作業をしています。

○澤村委員 そうすると、社会教育事業関連についてはずっと今まで307万5,000円だったのですか。今ちょっとそういう話がありましたね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 数年。

○澤村委員 定額みたいな形だったのですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 ある程度そんな感じではありました。

○澤村委員 定額で決まっているような感じだったのですか。それが今年度は360万円まで上がっ

たというのは、何か理由があるのでしょうか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 今申し上げたとおり、もともとギリ貧でやっている団体で、要はもう一度積算をちゃんとしてどの部分を補助金に当てるよというところを査定して、その結果ここまで金額が上がったところです。

○佐藤委員 昨年、307万5,000円というのは最高額ですかと質問したところ、そうですというご説明を頂いたのですが、それは違っていたのかしら。確かそういうふうにご回答されましたが。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 昨年までの積算の中では、恐らくそれが最高高額だったのではないかというところなのですけれども、それで新たに積算し直したところ、要望もずっと受けていたところだったので積算を直して、そこをしっかりと査定して出した金額が今回の金額になります。

○齋藤委員 ちょっとさっきの事業と大きく差がありますが基準なのか全然見えません。

○澤村委員 それと、さっきの25ページの損益計算書の中で、区だと思うのですが、受託事業もありますよね。「総合開会式等の受託事業収入」という、区民体育大会ですか。総合開会式というのは、

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 区民体育大会の総合開会式になります。

○澤村委員 だから、区から委託を受けている部分もあるわけですね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 あります。

○澤村委員 それから、補助金の申請をしている部分もあると。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 あります。

○澤村委員 同じ区民体育大会ですよ。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 区が委託している部分というのは、もう行ってこいでやってもらっている。

○澤村委員 「行ってこい」というのはどういうことですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 要は、それだけかかる経費で委託をしているということです。

○澤村委員 必要経費は全部もらっているということですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうです。スポーツ協会に利益がないような状態になっています。

○澤村委員 利益があるかどうかは分かりませんが、言い値ということでしょう、要するに。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうです。

○澤村委員 それとまた別に、区民体育大会の開催で、5年度は10万円、6年度は20万円の補助金の申請があるわけですよ。実際の事業費というのはここに出ていないから分かりませんが、ほかの都とか生涯スポーツ課とかからも出ているという、本当にその辺がごちゃごちゃになってい

て、これは補助金自体がきちんと根拠に基づいて支出されているのかというところが見えないのです。この要綱はあるけど。それぞれほかの補助金についても、要綱はあるのですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 あります。

○澤村委員 それに基づいてやっているわけですよね。実際は定額みたいな感じでやったり、必要経費をみんなもらったり。それは受託事業ですね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうですね。

○澤村委員 そうなっているということですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 ここに出ているほかの助成金や受託事業は、事業単体の金額になっていて、今回のこの場で審議していただく補助金につきましては、スポーツ協会を運営するに当たってかかる経費に対する補助という意味で考えていただければよろしいのかなと思います。

○議長 単純に考えますと、このスポーツ協会が多くの実業を行っていて、その事業の中の補助金交付の対象事業はごく一部になってきていると。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうです。

○議長 なので、都の助成金とか受託事業の総合開会式等の受託事業収入というのはまた別個のことだということで、私たちが見ている損益計算書というのは一般社団法人の会計基準で作っているものなので、全て入ってきているわけなのですよ。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうなりますね。

○議長 ですので、例えば補助金交付対象事業だけの決算書があれば分かりやすいのかもしれませんが。しかし、新たなものをつくるとなると、仕事を増やすことになります。だから、この損益計算書というのでいいかと思うのですけれども。そういう意味では、いっぱいあるうちの部分的なところに対する補助金。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 基本的にそういうところになって。

○議長 先ほどの子ども会と比較して、スポーツ協会について今回増えているということで、増えることはいいことなのですからけれども、これはきっと事務局の皆さんが頑張って予算要求をして、去年までの307万5,000円よりも増やすような形で交渉して、今度はここまで予算としては確保できたから、それに見合う金額で補助金申請をしてほしいと。そういう形でこの申請書自体も増えているのかなというイメージがあります。そういった形で金額補助申請額も決まってきたところがあるのかな、と考えました。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 ちなみに、項目ごとの主な支出についてなのですからけれども、区民大会の開催については主にマスターズ大会という大会がございまして、その11種目に対して参加者全員に対して1人当たり100円の補助をしています。それはいわゆる各団体、11団体に行くわけなのですからけれども。都民体育大会参加選手に対する助成としましては、区の代表として派遣をするということなので、日当及び弁当代相当で1人当たり1,000円の補助をしているところです。

○議長 それは、都からの助成金がそういうところに入ってくるわけですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 ではないです。

○議長 区の協会として出しているという。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 これは、区の補助金を使ってそこに当てますよというところですよ。

○議長 それが2番の「都民体育大会参加選手に対する助成」というところですね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうです。単位団体の助成というのは、先ほど申し上げたとおりになります。最後の体育・スポーツの普及に関する事業については、スポーツ協会誌を出しております。「躍進！かつしか」という冊子があるのですけれども、その発行でやホームページの管理作成に要する費用に一部当てているところですよ。それが大まかな内訳になります。

○佐藤委員 27ページの当期の予算で、収支計算書の。区の助成金の予算が403万9,000円になっていますが、申請自体は361万円ということで、前期は307万5,000円と一致していたのですけれども、この差異というのはどういったところなのですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 これは361万円になります。失礼しました。これは違えますよね。

○議長 27ページの「区助成金」の額ですね。当期予算のところですね。これはずれていますね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 これは何だろうな。恐らく要求額を出しているのかもしれないです。ちょっと現状では不明なのですけれども、ここは361万円になります。

○佐藤委員 じゃあ、ここは361万円の予算を立てたということなのですね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうです。

○佐藤委員 資料が違う。

○副議長 今のところ、420万9,000円を361万円にすると、実はこれつじつまが合うのですよ。受取補助金が、去年よりも今年のほうが55万円減るということになっているのですよね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 はい。

○副議長 それは区の健康スポーツ補助金が55万円減ることになっていて、さらに何がほかにも減るかという、参加費収入が去年が220万円と予算が組まれていたのが、この部分が今年が5万1,000円分減るのですよ。だから、55万円と5万1,000円をプラスすると、61万円ということになるのですよ。でも、おかしいですね。307万5,000円に61万円を足すと361万円にはならない。ただ、ここを埋めるがためにプラスしているのですよ。あと、雑収益も16万円減るのですよ。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 すみません。この場で正確なお話がちょっとできないので。

○佐藤委員 余計なことを言ってしまったかな。

○議長 予算になる補助金の額とどこかで違った額、計算ミスがあったのでしょうか。

○副議長 ただ、去年よりも助成金とか補助金が減った分や参加収入が減った分を今回の増額分

として請求しようとしているのか、申請しようとしているのかなとちょっと読めたのですけれども。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうではないです。

○副議長 そうではないですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 あくまでも、補助金の算定というか査定をして金額を出しています。

○事務局 今、明らかに修正するとすればどこですか。27ページの。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 27ページの経常収益の。

○事務局 括弧の中の4,039,000ですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうです。それを、今年の額で3610000に。

○議長 あくまで、補助金交付申請があった361万なので。

○佐藤委員 決算書を審議するわけではないので。補助金に対してですよ。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 こちらについては確認して出し直しでもよろしいですか。申し訳ございません。

○澤村委員 受託事業についてここで審査をするつもりはもちろんないのですけれども、受託事業が総合開会式等の受託と書いてありますので、要するに区民体育大会の件なのですよね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 開会式です。要は、全体の。

○澤村委員 いろいろ種目があるわけですよ。その全体の開会式についての。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 区民大会という事業があります。区民体育大会という事業があって、それ以外に教育委員会の事業でスポーツ大会というまた違う事業があって。

○澤村委員 その受託事業は、ここでいろいろと言う資格も権利もないのですけれども、全体として幾らかかっているのかというのは、それ以外の区民大会もこの事業に入っていますよね。これは同じことでしょうか。この10万円、今年は20万円というのは。

ですから、さっきも言いましたけど、本当は社会教育事業関連費として事業費が幾らあって、区長の査定によって補助金が決まっているということなのでしょうけれども、それが大体昨年度は幾らで今年度は大体幾らくらいになるとか、そういった大まかなところを公表できるならしていただいて、根拠も含めて教えていただくと、支出することに対して誰もが納得できるのではないかと思います。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 はい。ありがとうございます。

○議長 全体の活動の部分的なところに対する補助金ということなので、これをどこまで議論したらいいかということはかなり難しいところで、また、額が妥当なのかどうかについても判断がなかなか難しいということを、今のディスカッションの中で感じているところです。それは、1,200万という大きな組織ですので、会計の決算をしっかりと専門家が入ってやってらっしゃることだと思

いますので、それはよろしいかと思いますが、何か私たちが判断する上でより分かりやすい資料というのでしょうかね、そこまで考えていただくというところはあたりもします。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 分かりました。

○議長 全然話題は違ったことになりましたが、損益計算書は必ず書かなければいけないかと思いますが、例えば、経常費用の支出のほうに当たりますが、下から2行目「飲食費（事業）懇親会飲食代」が165万円とか190万円と書いてあるので、なかなかこういうものを一般社団法人の会計基準で出すのか分かりませんが、私たちが見てしまうとこれでいいのだろうかと思ってしまいます。本会議で議論するための資料と、この一般社団法人としての総会で出すものとはもしかしたら違ってもいいのかなというような気もします。どちらがいいのか分からないのですが。

○事務局 同じご意見が以前の社会教育委員の会議の議長からもありまして、そのときは数字が間違っていたこともあって、分かりづらいということが出されました。補助金事業のみについて抜き出して資料を作成することを、生涯スポーツ課に相談したところ、団体にやっていただくことも難しいし、職員がやって誤ってもいけないしということで、団体が出したものをそのまま添付するということになりました。先ほど澤村委員がおっしゃったことについては、補助対象事業の数字は、「補助金申請団体概要」の「補助対象事業費」のところの記載で見ていただくという形に、今落ち着いているところです。事業数が多いので、なかなか難しいかと思います。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 分かりづらくて申し訳ないです。できれば、そういう何か基準になるようなことを決めて今後いければとは感じているところでございます。

○副議長 なので、来年度に向けては、今回の10ページのこの一番下の「補助金額及び支出」、この事業費のこの内訳はなぜ増額が必要なのか、ちょっとその理由を言葉で添えていただければ、「ああ、そういうことで必要なのだな」とこちらでも判断しやすくなるので。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 分かりました。

○副議長 ちょっと専門家でないと読み込めないこの収支計算書では何とも言えないので。この1つ1つが、なぜ10万円増えているのか20万円増えているのかと説明いただけたら、そういう書類を1枚つけていただければいいのではないかなと思います。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 かしこまりました。

○議長 それでは、時間の関係もあるので進めていきたいと思います。では、今の葛飾区スポーツ協会については、いろいろ検討しやすい資料づくりを無理しない範囲で考えていただくということも含めてお願いしたいと思います。

補助金交付については、「妥当」ということでよろしいでしょうか。

○事務局 数字が違っているかも知れないところについてはどういたしますか。

○議長 確認をしていただいて。速やかに出していただくということをお願いします。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 申し訳ありませんでした。

(3) かつしか地域スポーツクラブ

ア 特定非営利活動法人 こやのエンジョイくらぶ

○議長 それでは、時間の関係もあるので進めていきたいと思っております。今回は、地域スポーツクラブに対する補助金というのが2件あります。まず1つ目の、「特定非営利活動法人こやのエンジョイくらぶ」についてお願いいたします。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 続きまして「特定非営利活動法人こやのエンジョイくらぶ」の補助金についてご説明します。今年度は、こやのエンジョイくらぶから449万4,600円の補助金交付申請がございました。資料は32ページとなっております。

32ページの「補助金申請団体概要」を御覧ください。こやのエンジョイくらぶは、葛飾の地域に根ざしたスポーツ振興と住民主体の運営によるコミュニティの形成を目的として、平成20年9月28日に設立され、令和6年4月1日現在、会員数574人。内訳としては、オリジナルプログラム会員が390人、教室プログラム会員が184人で活動しております。

補助対象事業は、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自分のあったスタイルでスポーツや文化活動に参加できる定期プログラムとして、令和6年度予算400万円の範囲内での助成といたします。

同ページの右下の令和6年度予算の内訳をご説明します。補助対象事業費として1,411万7,600円を計上しております。そこから補助対象事業収入となる会員の月会費962万3,000円を控除いたしますと、補助金申請額の449万4,600円となります。

次に、左側の令和5年度決算についてです。補助対象事業費については1,304万332円。そこから補助対象事業収入となる会費951万7,900円を控除した結果、補助金決算額が352万2,432円となっております。

令和5年申請額は422万330円に対して、予算額の400万円を概算払いで支出しました。しかしながら、コロナが5類に移行されるまで、また、移行後も指導員やスタッフなどの手配が難航したこと、それから、昨年の夏かなりの猛暑でプログラムの中止が相次いだことなど計画どおりに事業が実施できなかったことなどによって、区に結果的には47万7,568円の返金がありました。今年度については、既に通常のプログラム運営に戻っていることを前提に、事業計画に基づいて申請を受けております。

以降、33、34ページが「令和5年度事業報告」。35、36ページが「令和6年度事業計画」。37ページが令和5年度の補助金決算書。38、39ページがくらぶの損益計算書。40ページが令和6年度経費内訳書。41、42ページが収支計算書です。

こやのエンジョイスポーツくらぶにつきましては以上となります。

○議長 今までのとはちょっと違って、こちらは補助対象経費があつて、そこから会員から徴収した会費を引き算した額が補助金になる。ビジターというのは大体いつもゼロになっていますので、そういったことで、会員の数が増えたりとかすると額も変わってきたりということで、毎年上下するということですね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうです。事業の数にもよりますし、会員の数にもよって変化はしています。

○議長 毎年、変な言い方をすれば、実績に応じてこれは上下するということでしょうか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうです。ただし、上限は400万円と規定しております。

○議長 この事業の場合はもう上限は決まっているということと、この事業の補助金の額の出し方が違っているのかなというところを感じました。

まず、このこやのエンジョイクラブのことについてから見ていきたいと思います。

○齋藤委員 補助金の申請額はここに書いてありますが、補助金の額というのは決まっているのでしょうか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 補助金を申請していただいて、要はその限度額が400万円と決まっているので。

○齋藤委員 400万円は決まっているけど、400万円以上を申請しているということですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 申請をしている。

○齋藤委員 それはなぜですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 要は、申し上げたとおり、会費分を差し引いた金額を補助金申請で出しているというところなんです。

○齋藤委員 でも、補助金は400万円しか出さないわけですよね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 はい。

○齋藤委員 それというのは何か。そもそもですよね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうですね。

○議長 補助申請額の一部を補助するという意味なのでしょうね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 現状はそういう形です。

○澤村委員 そういうこともあるわけですね。

○齋藤委員 だから、人数の増減でももちろんあるのでしょうか。だから、去年は400万円というのをまず渡しておいて、それで使わなかった分は返してもらっているという流れでしょうか。

○議長 決算額が低かったので返金したということ。

○齋藤委員 今回も本来であれば補助金額は400万円ですよね。オーバーした分は本人たちが作るという、このNPO法人自体が何かをするというのであれば何となく分かりやすいのですが、400万円を超えてしまっている額を申請書類に出されると、その部分が気になるのと、あと、もう1つ

ですが、報告書は開催数と計画と年間回数があるということで、これは昨年と同じことを質問して改善をお願いしましたが、改善がなかったのはなぜでしょうか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 申請の書式をしっかりと直していなかったというところだと思います。

○齋藤委員 これだとちょっと実態が分かりづらいです。

○生涯スポーツ課職員 齋藤委員から昨年そういったご意見を頂いたのは、担当のほうも伺っております、クラブとはお話をして、しっかりと定員数と回数、それぞれのプログラムがどのくらい定員に対する充足率があるものか示せるように、一旦総会の場ではそのような資料を作成したのですが、すけれども、ちょっと残念ながら担当側の不手際といえますか、今回の社会教育委員の会議の補助金の申請に係る資料にその総会資料の情報を入れるときに、その情報が昨年どおりの項目に当てはめて入れてしまった結果、申し訳ありません。漏れてしまうことになりました。クラブとしては、各プログラムがどれくらいの定員だったり充足率であるというのは毎月協議しているところなので、すけれども、申し訳ございません。ここに関しては我々の不手際でございます。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 失礼しました。

○齋藤委員 次回からはぜひお願いします。そうしたほうが意見を述べやすくなります。

○議長 この400万円というのは、予算の範囲で区長が定めるという意味で400万円ということなので、400万円が3月の議会で予算として議決されていると思います。でもクラブとしてこれだけ必要なのだとということで、分かっているけど出していると、そういうふうに理解せざるを得ないなということ。

○澤村委員 でもこの要綱を見ると、補助対象経費から、会員から徴収する月会費とビジター利用者から徴収する料金を控除した額が補助金の額になっているわけですね。なので、400万円を超えることも当然。

○議長 それは、区長が定める額がどこかに書いてあるのですね。

○澤村委員 その限度が400万円ということですか。

○議長 400万円は書いていないのですよ。予算として区の議会で通ったのが400万円ということなので、ですね。

○澤村委員 それで400万円が概算払いという話もありましたけど、補助金の決算が47万7,000円ほど余っているわけなので、すけれども、これはどういう形で返却。先ほどの区子連さんは、6年度の損益計算書か何かきちんと分かるように書いてあったのですが、これはどこかに載っているのですかね。例えば38ページからの5年度、6年度とかありますけど、これの補助金の額なんかもちよっと違うような。

○議長 返金額のところですね。

○佐藤委員 いや。この返金は6年度に行うことなので、この5年度の決算には載らないです。

○澤村委員 じゃあ、6年度のどこに出てくるのですか。

○佐藤委員 6年度は、まだ来年決算なので。

○澤村委員 6年度の予算には載っていないはずですよ。さっきの区子連さんは。

○佐藤委員 予算には載るべきですね。

○澤村委員 それが、この6年度は41ページに予算として載っているのですけれども、この支出のほうに載っていないといけないわけですよ。だから、5年度も月会費は951万7,000円で合っているんですけど、この補助金の額というのはどこに出てくるのですかね。さっきの300幾らも。

○議長 38ページを見ていただくと、上の経常収益のところの「受取助成金等」というところに「受取補助金」というのがあって、413万5,000幾らというのが入っているんですね。

○澤村委員 これ、実際は300幾らですよ。これはほかにも補助金をもらっているということですか。

○議長 これは、だからまだ決算できていない前のものなのですね。

○澤村委員 概算が400万円のはずですよ。この400万円で。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 都のほうからも補助金をもらっておりまして、それを合算した額になっているはずですよ。

○澤村委員 じゃあ、その返却費はどこに。これからですか。

○議長 令和6年度の決算で払うので。

○澤村委員 先ほどの区子連さんは、そっこのほうに載っていましたが。

○佐藤委員 返却前の数字のはずですよ。413万5,942円というのは。

○澤村委員 400万円もらって、350万円だから、47万7,000幾らとかとおっしゃっていましたが、それを返さなくてはいけないのですか。それが6年度の決算でももちろん構わないと思うのですけれども、その中に載せないのですか。見方自体も、私はよく分かっていないところがあるので。

さっきの区子連さんは、よく分かったのですが。

○議長 こちらはNPO会計基準でやっているもので、また一般社団と違う会計基準なのですね。だからよく分からなくなるのですけれども、なぜ違うかというのが。違うということは仕組みが違います。

○澤村委員 会計基準が違うのですか。

○議長 はい。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 ちょっと確認させていただきます。どこに載るのかというところですよ。

○議長 特に、ここは区の立場で議論していますので、都と区の助成金が入るのであればきっと分けて書いていただいたほうが、さっきのスポーツ協会と同じでより分かりやすくなるなという気がしますね。ご面倒かも知れませんが、2つくらいであれば。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 かしこまりました。

○議長 では、合わせて、確認の前ですが、もう1つのほうもご説明いただいて、合わせて議論したいと。

○齋藤委員 38ページの「イベント物販仕入」が、予算だと63万5,000円ですよね。でも、実績だと倍、下手すれば3倍近く実績が出ているのですがなぜでしょう。

○議長 どのところですか。

○齋藤委員 経常費用で「イベント物販仕入」部分が、予算では63万5,000円なのに対し、実績では3倍近いです。これは何かを仕入れたのでしょうか。これがちょっと気になりました。あと経常経費のもう少し下にある、「消耗品」が57万1,000円だったのが、これも倍以上の129万6,968円となっており、ちょっと予算と実績に差があるのが気になりました。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 まず、大前提として、今回補助金の対象になっている部分ではない経費なのですね。基本的には、最初に申し上げたとおり、いわゆる定期プログラムと言われているところに係る経費を補助金の対象としているところで。

○齋藤委員 ということは、今回意見を求められている部分の補助金申請の部分とそうでない部分が混在しているのですね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 混在した表になっています。

○齋藤委員 そうなると、意見を求められない部分にも質問してしまう状況になりますね。

○議長 先ほどの事務局の与儀さんからあったように、そういった違った表があったほうがいいのではないかとということも厳しいという話を聞いたわけですね。

○齋藤委員 そうですね。これだと、意見を求められても意見のしようがないですね。

○佐藤委員 イベント物販仕入に関しては177万7,000なのですけど、「イベント物販収入」がその上に208万8,590円とありますので、何か特別なグッズを仕入れてかなりの勢いで売ったということで、それでイベント物販仕入の下に「貯蔵品振替仕入」というのがないのだと思うのですけれども。みんな売り切ってしまったという。大量にということですね。「消耗品（事業）」で129万6,968円というのは、特別にこの定期オリジナルの費用ではないというご説明ですよ。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 はい。

○齋藤委員 見づらいですね。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 全てではないのですけれども、要は混ざってしまっている。

○議長 ちょっと気になってしまうところではありますね。

○齋藤委員 そうなのですよ。監査ではないのですが。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 精査は、こちらの内部ではちゃんとしてはいるのですけど。

○齋藤委員 そうだと思いますけれども。

○議長 それは都に報告しなくてはいけないわけですので、公開しなければいけないですから、

それはきっとやっつけやっつけ、監査を受けていると思いますので。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 ですので、先ほどのスポーツ協会と同じように、各経費のところに説明を入れるようにいたします。次回からそういうふうにしたいと思います。

○佐藤委員 大変ではないですか。

○緒方委員 NPO法の経理ではなくて、補助事業の経理が出ないと分からないですね。

○澤村委員 社会教育関連事業に使われているということがはっきりすれば、我々はそんな細かいところまでどうのこうのと言うことは言えないと思うのですよね、ここの中ではね。それがはっきりこの書類だけでは分からないからちょっと質問しているだけで、特に監査というか細かいことをやろうとしているわけではないです。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 言わんとされていることは十分承知いたしました。

○議長 では、もう1つのほうを。水元のほうもご説明をお願いします。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 では、引き続き、オール水元地域スポーツクラブの補助金についてご説明します。43ページになります。

本年度は、一般社団法人オール水元スポーツクラブから376万円の補助金交付申請がございました。続いて、資料44ページを御覧いただければと思います。「補助金申請団体概要」です。オール水元スポーツクラブは、平成22年3月27日に設立され、令和6年4月1日現在で会員数575人。うち、オリジナルプログラム会員317人、アドバンスプログラム会員258人で活動しております。

続いて、補助金申請内容をご説明します。令和6年度の補助金については、376万円の申請がございました。

右下の令和6年度予算内訳をご説明します。補助金対象事業費として1,064万円を計上しており、そこから補助対象事業収入となる会員の月会費684万円とビジター利用者からの収入4万円を控除いたしますと、補助金申請額の376万円となります。

続いて、左側の令和5年度決算についてです。補助対象事業費については、915万7,522円。そこから補助対象事業収入となる会費542万4,500円とビジター利用者からの収入5万7,500円を控除した結果、補助金決算額は367万5,222円となっております。

令和5年度申請額は409万円に対して、予算額の400万円を概算払いで支給いたしました。こやのエンジョイくらぶと同様、コロナが5類に移行されるまで、また、それ以降についても、指導員、スタッフの手配が難航したことなどを理由に計画どおりに事業が実施できなかったことにより、区に32万4,778円の返金がありました。今年度については、既に通常のプログラム運営に戻っていることを前提に、事業計画に基づき申請を頂いております。

ほか、資料につきましては、45ページが令和5年度事業報告。46、47ページが令和6年度事業計画。48、49ページが令和5年度決算書及び収支決算書。50、51ページが令和6年度経費内訳書及び収支予算書となります。

両クラブ設立以来、区民や地域住民がスポーツや文化活動を通し、区民の健康維持増進、子どもの健全育成、障害スポーツ社会の実現、介護予防、さらには地域コミュニティの充実に努めてまいりましたが、定期プログラムの運営に伴う会場使用料や指導者への報酬支払いなど、会員の月会費やビジター利用からの収入だけでは財政運営は極めて厳しい状況にあります。

続く、資料52ページから54ページは、「かつしか地域スポーツクラブ補助金交付要綱」であります。本件の根拠となる附則となります。補助金対象事業については第3条に定めてございます。対象の会員が自由に参加できる定期プログラムと定められており、補助金対象経費は第4条より、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、備品費、企画事務費となっております。また、第5条で、この補助対象経費から会費収入を控除した額を補助金交付額としておりまして、申請された額が予算を超える場合には予算額を上限と定めております。本年度はこやのエンジョイくらぶが上限の400万円、オール水元スポーツクラブが上限に達していない部分で376万円の申請となっております。

今回の申請は地域スポーツクラブの安定した財政基盤の確立を目的とし、補助金交付要綱第6条に基づいたものとします。

資料に関するご説明は以上でございます。補助金を交付するに当たりまして、皆様のご審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。こちら先ほどと同じで、教室等の運営に関するお金ということが報償費から企画事務費まで8項目あるという、そういう用途が限定された補助金ということで、組織全体の運営とかには特に補助金は出ないということですよ。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうですね。

○議長 事務処理とかそういったところに。あくまで教室の運営に関する部分ということで出すと理解をしております。どうでしょう。皆さんのほうから。先ほどとダブるところもあるかと思いますが、ご質問とか確認。

○澤村委員 先ほどと同じように、やはり返還額が出ているはずですよ。400万円以下ですから。それが、同じようにどこに載っているのかがよく分かりません。

○議長 49ページと50ページと51ページの。

○澤村委員 51ページですね。6年度で返還されるのでしょけれど、それがどこに載っているのかというのが、パッと見では分からないと。

○議長 5年度の収支決算書であれば、どこかに返還額があってもいいわけですね。令和4年度分で交付された分の残金が。

○澤村委員 5年度の葛飾区の補助金というのが、どこに入っているのか。これを見ても分からないのですけれども。

○齋藤委員 通常なら、この令和6年度の予算書の中に返還額が入っているわけですよ。

○澤村委員 5年度の予算書にも400万円がどこに。概算で入っているはずなのですが。

○議長 毎年度返還していれば。

○澤村委員 「その他収入」、「補助金収入」というところに入っているのですかね。

○澤村委員 その他収入の補助金収入が、区からのですね。

○議長 令和4年度で交付したものの返還があれば、今日頂いている令和5年度の収支決算、ここには出てきてもいいわけですね。

○生涯スポーツ課職員 4年度は発生していません。

今年度、令和5年度の補助金に対して返還が出ています。

○事務局 令和6年度の予算に返還の予定金額が出るはずだけれども、それが出ていない。

○生涯スポーツ課職員 出ていません。

○事務局 確定していなかったから出せなかったということですか。

○齋藤委員 いいえ。令和5年度収支決算書だから確定してないわけがないと思います。

○澤村委員 補助金決算額で決算額は確定しているのですよ。それが6年度に反映されていないということです。

○事務局 6年度の予算書に5年度の返還金を入れるべきだということですね。

○澤村委員 それは、こやのエンジョイくらぶと同じことです。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そこも、こやのとオール水元の両方とも確認をして、明らかにしたいと思います。

○澤村委員 それから、5年度の会費収入の中に、「アドバンス会費」というのが異常に高い金額で載っているのですけれども、これは何でしょうか。控除にはならないのですか。「月会費」と「ビジター収入」は必要経費の扱いで控除にはなるのですが、このアドバンス会費というのは控除対象外なのですか。非常に高い数字なのですが、実際にはどういってお金なのでしょう。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 アドバンス会費というのは、要は補助金対象事業ではない事業のアドバンスプログラムの会費になります。オリジナルプログラムのほうが補助金の対象経費になります。

○澤村委員 アドバンスプログラムというのは、すみませんけれども、どのような事業なのですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 オール水元スポーツクラブのほうで独自に起こした事業で、プログラムごとに会員を集っている事業です。オール水元スポーツクラブの会員でなくても入れる。

○生涯スポーツ課職員 失礼しました。説明させていただきます。まず、補助金の対象になっているのは、目的として「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるということで、月会費を払えば参加できる、要綱上は「定期プログラム」という、各クラブでは「オリジナルプログラム」と言っているものが補助金の対象になっていて、今おっしゃっていたアドバンスプログラムというのは、

対象とはまた別で、ある意味クラブの特色を生かした、オール水元でいえばトランポリンなど、そのプログラムごとで会費を取って、プログラムごとで会員を登録していただいで参加していただいでいるものになるので、事業の形態として、そもそも大きく異なっているものです。で、クラブ設立当初は、この定期プログラムというオリジナルプログラムしかありませんでした。クラブがだんだんだんだん年数を重ねていくごとに、クラブの地元の人たちの特色が生まれて、クラブ独自の強みを生かしたアドバンスプログラムというものが後々生まれて、今その2つが、ある意味2本柱としてクラブ運営が進んでいるところになります。

○齋藤委員 そうなると、告知するものは、ここに書いてある印刷製本費のチラシというところに、今説明があったアドバンスとそうではないオリジナルというのは2枚いるということですよ。

○生涯スポーツ課職員 2種類にあります。

○齋藤委員 まとめるということはないのでしょうか。例えば、A4で表裏。

○生涯スポーツ課職員 ではないです。申請いただく際に、それぞれの経費については、あくまでオリジナルプログラムだけの経費を申請として、また、決算の報告のときも我々のほうでは確認しているところです。

○齋藤委員 分かりました。

○澤村委員 アドバンスプログラムというのは、補助金対象にはならないのですかね。社会教育事業ではないのですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 要綱上、補助金対象としては入れていない部分です。

○澤村委員 要綱上？

○齋藤委員 入れていないというのはどういうことでしょう。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 定期プログラムには入る。

○澤村委員 ということですよ。入れられないのですか。入れてもらえばいいではないですか。ただ、特別に何か営利事業みたいな感じになってしまって、別会計にせざるを得ないような事情というのがあるのですか。

○生涯スポーツ課職員 「いつでも、どこでも」の地域スポーツクラブの設立から活動している趣旨に一番沿うのは、もともとのこの定期プログラムというもので、会費さえ払えばどのプログラムにでもいつでも参加できるという趣旨なので、補助金の対象としても一番望ましい事業であると。アドバンスプログラムは、ある意味そういった経験を踏んで、「いつでも、どこでも、だれでも」でもなく、制限がかかっているといえますか。

○澤村委員 ちょっと趣旨が違うということですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 ちょっと特化した事業になっているという。

○澤村委員 これが非常に大きい金額なのでね。

○副議長 今、オール水元スポーツクラブのホームページをちょっと見ているのですけれども、

ホームページの作りとしてはちゃんとオリジナルプログラムとアドバンスプログラムと参加型プログラムがちゃんとデザインされていて、そこをポチッと押せばそれぞれのプログラムが出てくるようになっているのですね。チラシも別途になっています。

ただ、アドバンスプログラムの中には障害者トランポリン、ジュニア育成硬式テニスとか、小学1年生から4年生の元気体操とかそういうのも入っていて、割と広く。本当は、結構社会的には公益事業にしてもいいのではないかなという部分も含まれているのですね。

○澤村委員 「誰でも」というわけではないのですね。

○副議長 誰でもではないのですけれど、逆に、でも障害者スポーツになってくると、むしろ公益的なこととしてちょっと認めてあげてもいいかなという中身もアドバンスプログラムには入っていますよね。

○澤村委員 補助金が出れば、その会費を下げられるというメリットも出てくるわけですね。

○副議長 出てきます。値段が出ていますね。

○澤村委員 「こやの」さんにはなかったですね。

○議長 ないですね。

○生涯スポーツ課職員 こやのエンジョイクラブも、オリジナルプログラム以外で、この水元でいうとアドバンスに当たるものが教室プログラムという。

○澤村委員 あるのですね。

○生涯スポーツ課職員 プログラムとしてはございます。

○議長 決算では見えないですね。

○副議長 そんなに高いわけではない。例えばアドバンスのトランポリンで、全15回で1万4,500円。なので、1回平均すると1,000円いかないという。

○齋藤委員 45ページと46ページ記載の計画書と報告書。これはさっきと同じで人数などの部分が同じように感じますが。

○生涯スポーツ課職員 オール水元スポーツクラブに関しては、各プログラムにクラブの方針として定員を設けていないと伺っています。もちろん施設によるキャパはあるのですけれども、どなたが来ても受け入れるというクラブの方針で、こやのとはまた違うのですが、各プログラムに定員は設けていないので、そもそも記載する情報が。

○齋藤委員 でも、分かっているわけですね。報告書では。

○生涯スポーツ課職員 それは、参加人数がというところです。

○齋藤委員 計画書は延べの参加人数と年度の開催数で記載があって、報告書には回数と年間でやっているこれしかないのですが。

○生涯スポーツ課職員 45ページの報告書に延べ参加人数が載っていて、計画書のほうということですか。

○齋藤委員 そうです。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうですね。

○齋藤委員 それであればどちらかに合わせるほうが意見を言いやすいですし、見やすいと思います。この件は去年も同じことを意見させていただきました。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 申し訳ございません。年間の回数と。

○齋藤委員 それと、計画書には23プログラム21種目、年間の開催数とか、現在の会員数がありますが、報告書にはそれがありません。

○生涯スポーツ課職員 計画書と報告書の項目がしっかりと比較できるように改めをいたします。

○齋藤委員 そのほうが分かりやすいかなと思います。

○議長 すみません。もう1つある上で時間が延びてしまっています。ですが、やはり大事なところなので、皆さん、ご意見は出さずに出して、すぐにパッと反映できないとしても来年に向けて改善いただくところはぜひお願いをしたいと考えているところなのですが、どうでしょうか。言い足りないこととか確認したいことは。

○澤村委員 1つだけ。何度もすみません。参考にお聞きします。受託事業というのがありますが、結構金額が多くて、「こやの」さんのほうが大きいのですけれども。もし言って差し支えないなら、どんなことをやられているのですか。葛飾区から受託しているのですか。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうですね。区のほうから受託。

○生涯スポーツ課職員 こやのエンジョイくらぶで区の受託事業として大きいところとしては、旧小谷野小学校にクラブを持っておりまして、学校管理は施設開放分室として学校の開放事業があるのですけれども、その建物管理をクラブのほうで旧小谷野小学校をクラブハウスとして使うというところで、建物管理を区からお願いしております。そこは大きく占めているところと、それ以外は区のほうから推進していきたいスポーツ事業だったりスポーツイベントの中でクラブとしてスポーツ体験を出展いただくような形で委託するような場合とかがございます。

○澤村委員 オール水元も同じような感じですか。

○生涯スポーツ課職員 水元は建物管理というのはないのですけれども、区から各エリアにある学校と学校連携事業という形で、陸上競技を体育の授業で使つてとか、そういったときにクラブの指導員の方に行ってください。

○澤村委員 ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。水元でいえばアドバンス会員というのがとても多いと。それから、区が支援している部分としては一般の月会費のほうだけというところで、そういうところも含めてそういう分け方というのがあるのかどうか、ちょっとどうなのかなという気もしたり。プログラムを分けていること自体も含めて考えなくていけないのかと。こういった総合型地域スポーツクラブというのは、国がかなり進めていこうということで、部活なども含めて対応していこうとい

うミッションもあって作られています。しかし、存続自体が厳しいということで増えなかったりする中で、かなりお金をかけていかないと進まないのではないかとことから、いろいろな自治体でも苦労しながら取り組んでいるところです。葛飾区でこの2つが生き残っていることはとても大事だと思うので、そのために受託をする事業を作ったりなどのご苦労はあると思います。今のお話を聞いていると、ある特定の人たちが活動できるような状況になってしまうと、せめてオリジナルプログラムは特定の人だけではなく「誰でも」となっていく、だから会員だけの事業なのですけれども、その会員というのをもっと幅広く捉えていくこともあれば、何かちょっとイメージも変わることかなと。どう言ったらいいかわからないところもあるのですが、何かいろいろな課題があるのかなという感じもしているところです。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 ありがとうございます。

○議長 取り組んでらっしゃることは非常に大事なことですし、健康寿命を伸ばすことにもつながって、区の医療費の削減にもつながっていくし、地域づくり、つながりづくりもできているということで大事なことだと思います。しかし、今日も出ていますが、どんな取組をしているかわかりやすい実績を示すなど、それでもって議論しやすい、情報というのでしょうか、ご無理を言ってしまっただけで仕事が増えてしまうのもどうかというのがありますが、議論しやすいものはどういったものなのかということも、ちょっと事務局としても考えていただければ助かるかなというところがあります。

○副議長 オール水元スポーツクラブのアドバンスプログラムを拝見すると、やはり公益性が高いなと思っていて、運動の苦手な子、体操の苦手な子に向けた体操プログラムも展開していたりとか、特定ではあるのだけれど、その趣旨というのは割と底上げしようとか、あるいはなかなかスポーツの機会が得られない障害者に対してもちゃんと光を当てようという、これは結構社会教育の発想ですよ。

○議長 そうですよ。一番大事なところでしょうね。

○副議長 大事なところですよ。公民館なんかはそういうことをよくやるのですけれども。そういう意味では、こういった公共性や公益性が高いプログラムを実施する場合に対しては補助するとか、そういう発想ももしかして今後あってもいいかもしれないなと思いました。

○澤村委員 「誰でも」なのですね。今まで参加していない人を底上げして、誰でも参加できるようにするということですよ。

○副議長 そうなのです。これはちゃんと「誰でも」にしているのです。

○澤村委員 そうですよ。趣旨からしたら、合っていますよね。

○副議長 合っています。

○議長 会員が「いつでも、だれでも、どこでも」というこの会員というのは、その地域に住んでいなければいけないということでもないわけですよ。幅広いということですよ。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 そうですね。区外でも確か入れると。

○議長 そういう意味では、ビジターとして参加して「これは楽しいからもっとやっていこう」と思うことでちゃんと普通の会員になることもあつたりしますし、障がいがある子どもたちが活動できないときに「これ、できた」となれば、そのプログラムに入らせていただくとか、そういうようなことでいろいろな広がりがあるところなので、ぜひその2つのプログラムの壁みたいなところをちょっと考え直してもいいのかなということは感じたところです。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 ありがとうございます。

○議長 それでは、2つの団体とも議論すべきところはありますが、やっていることはとても大事なことをやっていらっしゃるということはもう皆さん共通だと思いますので、この2つのスポーツクラブについては、交付については「妥当だ」ということで判断するというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○生涯スポーツ課ランフェスタ係長 ありがとうございます。

(4) 葛飾区文化協会

○議長 では、最後の「葛飾区文化協会」のほう、よろしく願いいたします。お待たせしてすみませんでした。

○生涯学習課生涯学習係長 お時間いただきありがとうございます。本来、生涯学習課長が出席して説明するところでしたが、ほかの課同様に文教委員会の時間と重なっておりますので、代わりに生涯学習課の生涯学習係長の柳澤が文化協会の補助金について説明をさせていただきます。

それでは、56ページを御覧ください。まず団体の概要ですが、団体名は「葛飾区文化協会」。補助金申請額は80万円。事業完了予定日は、令和7年3月31日でございます。団体の目的・組織でございますが、文化芸術活動を進行し、区民文化の向上を図ることを目的とし、昭和32年に設立され、現在16の区内文化団体によって組織されているものです。

続いて、申請の要旨です。文化協会は16団体が連携して広く区民が参加できる文化芸術活動を推進しております。発足以来、区民に親しまれる文化団体として活動を続け、大勢の区民の期待に応えるべく努力をしてきております。今年度も文化芸術講座の実施をはじめ、各種の事業を実施し、日本の伝統文化の継承を含めた文化芸術の振興・発展に努めていく所存でございます。また、各団体が、特に若年層を対象とした区民参加の事業を行うとともに、合同で文化芸術活動の重要性をアピールする事業を展開していく予定でございます。現在、文化協会では加盟団体からの年会費のほか、賛助会費を募ることで運営費を確保しようと努めておりますが、補助金がなくては事業の実施が困難なため、補助金の申請がされているものでございます。

補助対象事業についてですが、文化協会だよりの発行、区民総合芸術祭典の実施など、ここに記載の6事業となっております。

次に、補助基準額ですが、上記補助対象事業に係る経費の2分の1以内で、予算の範囲内としております。

補助金額及び支出でございますが、令和5年度の決算につきましては補助金額80万円の予定でしたが、長く続いた新型コロナウイルス感染症の影響などにより福祉施設への訪問が中止になるなど、最終的には6万7,650円の返還金が発生いたしました。その右にあります令和6年度の予算額につきましては、通常の活動を見込み、申請額80万円となっております。

続きまして、57ページ。こちらにつきましては、令和5年度の事業報告となっております。先ほど申しましたとおり、8月、それから2月に予定しておりました福祉施設訪問は中止となっております。

58ページが令和6年度の事業計画で、その次の59ページに文化協会全体の予算書がございます。支出のところでございますけれども、「交付金」、それから「事業費」。事業費のうち「文化協会だより」から「文化芸術講座経費」の5項目が補助対象経費となっております。また、先ほどの令和5年度に返還金が発生した6万7,650円につきましては、下の「雑費」の中で計上しております。

飛びまして、61ページから令和5年度の文化協会全体の決算書になりますので、こちらをご参考ください。

簡単ではありますが、私からの説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。補助要綱は配付されているのですでしたか。

○生涯学習課生涯学習係長 補助要綱はありません。

○議長 では、交付規則というののののってということなのですね。

○生涯学習課生涯学習係長 そうです。

○澤村委員 やはり2分の1以内に。

○議長 要綱で定めなくてはいけないということはないのですでしたか。規則で定めていけばもういいということなのですかね。

○事務局 当初から、長年作っていないという状態です。その辺もご意見を頂ければ。

○澤村委員 何度もすみません。私は、この中の「加盟団体事業交付金」というのがちょっと引っかかっています。これは去年も言ったかもしれませんし、ほかの団体も同じようなことをやっているのかもしれませんが、下部団体に補助金みたいなものを交付しているわけですよね。この際の、今、言った要綱みたいなものもないのですか。

○生涯学習課生涯学習係長 ないです。

○澤村委員 ないのですか。金額的には1団体では大きくないかもしれませんが、総額では結構になりますよね。各下部団体から一括の幾ら幾らという領収書をもらうだけということですか。

よね。

○生涯学習課生涯学習係長 そうですね。

○澤村委員 そうすると、この社会教育法自体の「サポート・バット・ノーコントロール」との精神に反する可能性も、細かいことを言えば出てくるわけですよね。この文化協会さんがその下部団体を補助金によってコントロールできる可能性があるわけですね。これは12条違反になるわけですね。区が直接やっていなくても同じことになってしまうわけですね。あるいは、公の支配に属しない事業に対して支出ということになってしまうと、憲法89条違反になってしまうわけですね。何万円かかかもしれないけれども。そういうことを防止するためにも、要綱などをきちんと作ったほうがいいような気がしますけどね。この団体が下に交付するための規則みたいなもの。どうですかね、それは。

○議長 去年も、課長さんからは、専門の要綱はありません、ということは聞いてはいるのですが、やはり補助金である以上、作っておいたほうがいいのではないかなと思います。私たちは意見を申し述べることはできますので、専用の補助金要綱を定めたほうが良いと考えます。去年はそこまで言わなかったですが、附帯意見もつけられますので、ちょっとまた後ほど相談したいなと思います。

今こういった文化的な団体は、活動している人自体が高齢者になってきて会の存続が厳しいとよく聞いておりますので、イベントをやるにしても、ポスターを貼ったりとか机を動かしたりとかなかなかできないということもあって、そういう意味では、どう存続させるかというのは議論もいっぱいあるかと思いますが、こちらがやっている文化協会の総合芸術祭典とか区民文化祭というのは、加盟団体だけがやっているものなのか、区民の方がちゃんと参加というか、例えば展示とか、活動に参加できる仕組みなのか、ちょっとご説明いただければと思います。

○生涯学習課生涯学習係長 まず、区民総合芸術祭典につきましては、参加するのは文化協会に所属している加盟団体の方。もう1つの区民文化祭については、一般からも参加者を募って合同でやっていくという形です。

○議長 例えば絵の展示もしたいということであれば、申し込みをしたら展示できると。

○生涯学習課生涯学習係長 はい。

○議長 区民みんなの文化祭になるというわけなのですね。

○澤村委員 さっきのスポーツ協会のように共催事業が多いのですよね。

○生涯学習課生涯学習係長 そうですね。

○澤村委員 実際にはね。その1つのスタッフとしてこの方たちがやっている、その必要経費をここに補助金の申請をしているということなのでしょうね。

○生涯学習課生涯学習係長 区と役割分担して、こちらの事業は文化協会で行っているということですね。

○議長 ちょっと気になったというほどではないですが、決算書のほうを見ますと、会費が予算として130万円、決算が38万円ということでかなり差があったりして、大きなのが「研修会会費」が2万7,000円掛ける0人。これは下がっているわけで、今回は、6年度予算書ではこの研修会会費というのが、59ページの上のほうの会費ですが、2万7,000円掛ける30人という、これはどこかに宿泊研修というものなのでしょうかね。

○生涯学習課生涯学習係長 そうですね。支出で見ますと、「調査研究費」のところの「研修会費」。これは補助対象ではないのですけれども、文化協会の方々が研修に行ったりするので、お金を集めて支出をしているというところですよ。

○議長 泊まりがけでどこかに行くという。

○生涯学習課生涯学習係長 そうですね。コロナに入ってから5年くらいはやっていないのですけれども、昔は1泊2日でいろいろな日本各地に行ってらっしゃったと聞いております。

○議長 その意味でも、新年会とか懇親会とか、これは自分で会の皆さんでやることは全然問題ないのですけれども、補助金の交付の中に入っていないわけなのですが、ちょっと気になるというか。やるのは全然問題ないと思うのですが。こういうところまで私たちが見るものなのかどうか。

○生涯学習課生涯学習係長 ここは収支は同じでやっていますので。

○議長 そうですね。

○生涯学習課生涯学習係長 区の補助金とは別に色を分けてやっています。

○議長 そうですね。補助金で飲んだり食べたりしたら困ってしまいますものね。

○齋藤委員 そう考えると、できれば私たちが見る書類に関して、全て記載がされているとその書類を確認して意見を言うてしまうわけですよ。すると、補助金には関係ない今のような懇親会の経費などにも、これは何なのですかという質問をしてしまうわけですよ。なので、本来の求められている意見ではない部分まで発言してしまう。できれば、必要な部分の書類だけにしていただける非常にありがたいです。それは、作業ベースの問題とか色々あるのかもしれませんが。でなければ、黒塗りにするとか。私たちが見てしまうと、求められていないことに対してやはり意見を出してしまう。最終的には議事録に載ることを考えると改善の必要はあると考えます。作成する皆さんのご苦労も分かりますが、私たちも責任において発言をしているので、その辺りは少し考えていただくと助かります。

○生涯学習課生涯学習係長 補助対象経費だけで言いますと、この56ページの下の方の表が全てかなと思いますね。文化協会全体の決算書なので、この中身については我々が作ってとかそういう話にはならないので、もうこういうふうには抜き出して、会で審議していただくしかないかなと。この作業、決算書をつけるかどうかは、また事務局と話しながらだと思います。

○事務局 以前に、やはり同じように言われたときに、団体が作っている予算書と決算書はもう

つけなくてもいいという委員さんのご意見もありました。この概要の部分の予算、決算で読み取っていただくか、もう少し概要の部分の予算、決算を詳しく中身が分かるように書き方を変えるかというご意見もありました。この予算書、決算書は団体が総会に出しているものそのままなので、それをいじることはできないと思います。

○議長 それはそうですね。

○事務局 団体の予算書、決算書を、今後は委員の皆様へ提出したほうが良いのかどうかということも、ご検討いただければと思います。

○議長 61ページの決算書のほうの、支出の事業費のところをかなり丁寧に書いていただくとか、そういうことになるわけでしょうかね。見て分かる、何にどう使っているのか分かるように。だから、「区民文化祭経費」というのが、トロフィーとか1万8,000円だとか、原則これではできないわけですね。場所を借りたりとかも含めてだったりとか。ということは、それは共催だからできているということになるわけですね。

あとここに「文化芸術講座経費」7万円掛ける10団体、これは一体どういうものか。これは対象に入ってくるわけなので、じゃあこの講座はどういうものなのかとか、先ほどの総合型地域スポーツクラブではどのような種目に何人参加したかがのっています。それと同じような形でちょっと丁寧に書いていただくとより分かりやすくなります。ということは、先ほどおっしゃったように、団体概要の一番下に書いてある決算と予算の中身を少し丁寧に書いていただければ、私たちとしてはかなり必要な情報は入ってくるようなイメージがありますね。

○生涯学習課生涯学習係長 はい。

○澤村委員 補助対象事業費が、この決算書のどれかというのが分かればいいのですよ。

○生涯学習課生涯学習係長 そうですね。

○澤村委員 さっきの懇親会計費だとか慶弔費だとか予備費だとか雑費、こういうのは入っていないのだよということが、ここで分かればいいわけですね。

○議長 「参考」という資料を出していただいて、今後の議論するのは予算、決算のときの団体概要のところを書いてあるのを少し詳しく書いてあれば、スポーツまで詳しく書くと大変なことになってしまいますけれども、これであればできそうな感じはしますね。

○澤村委員 これだと、ちゃんと「令和5年度補助金返還」というのが雑費の中にはっきり書いてあるので、計算どおりははっきり分かるわけですね。

○議長 ご苦労されていることはよく分かりました。会費が16団体1万円なのに賛助会費も同じメンバーから頂いているわけですね。そうしないとなかなかできない、大変だというのはよく分かっていますので、必要な経費であれば、予算範囲の2分の1という限度はありますが、お出しすることによってかなり厳しい状況をどのように持続可能にしていけるのかという、職員の方の関わり方も大変だと思いますが、何とか応援をしていただくようなことが大事かなという気がしています。

○齋藤委員 これは、ちなみに80万円というのが上限でしょうか。

○生涯学習課生涯学習係長 いや。上限ということではないです。

○齋藤委員 100万円でも150万円でもいいのでしょうか。

○生涯学習課生涯学習係長 予算の範囲内であれば。

○齋藤委員 その予算範囲に上限はありますか。

○生涯学習課生涯学習係長 ないです。予算なので、事業費に対して幾ら要求して積むかというのは、区全体の中の施策判断だと思いますので、上限ということはないです。

○議長 課としての予算としては80万円を要求している。

○生涯学習課生涯学習係長 そうですね。事業費が同じベースで来ていますので、特に増額もなければ減額もないということです。

○議長 なので、それは先ほどのスポーツクラブみたいに400万円ですよと言われていても、440万円出すという団体もあるわけなので、これもそういう意味であり得るということになるわけですかね。

○生涯学習課生涯学習係長 可能性としては、新しい事業をやりましょうというのであれば、当然そういう検討はして、予算がつくかどうかは別の問題ですけれどもね。

○議長 特に、もう予算がついてしまっている年度に対して申請するわけですね。

○生涯学習課生涯学習係長 そうですね。

○議長 なので、非常に厳しいということではあります。

○生涯学習課生涯学習係長 そうですね。

○議長 そういった予算化されている額よりも多く出すということは、次年度にはできる可能性もあるということになるわけですね。

○生涯学習課生涯学習係長 そうですね。

○事務局 文化協会に関しては、何十年も80万円だけで。多分30年以上変わっていないと思います。

○議長 そういう意味では、毎年目減りしているわけですね。

○事務局 実質的には、そうですね。

○議長 物価が上がっていますからね。

区民の文化芸術活動をどのように支援していくのかとか、またどんなふうに推進していくのかについては、大もとの国には法律があります。区としても基本的な方針というのを持つ必要があると考えます。その中における自主的な団体の位置づけとか、これは例えば生け花とかお茶の先生方の組織なんかも入っているわけですね。

○生涯学習課生涯学習係長 はい。

○議長 そういったところも、どんどん今厳しい状況になってきていますよね。本当に担い手がいなくなってくるという話がありますので。そこも含めて、どういうふうに支援していくの、とい

うところは、方針とか何か必要になるわけですね。

○副議長 ここは、先ほどの子ども会の育成のことも関わって、こういった育成活動とか文化芸術活動というのが、一番ボランティアベースで、一番そういう意味では脆弱なのですよね。活動を続ける上では、もうその人一人一人の志で成り立っているのです、やはりそういう方たちがもっと生き生きと元気になって、またもっと広がっていくような何か支援の在り方というのがないのかと、議長もおっしゃるように、それはすごく思います。もしかしたら、区民大学とかのプログラムとの連携とかそういったところで、区民の活動を創出していくような仕組み、仕掛けづくりを考えるといったことにも、つながるかもしれない。

○議長 ちょっと話がずれてしまうかもしれませんが、清瀬市の社会教育委員を3期やっていました。やはり補助金の審議がありました。文化協会に出す補助金のことも議論したのですが、みんな高齢化してしまって成り立たない。ポスターとかを町中に貼るのも大変で、それをどうしたらいいんだろう、ぜひ意見を聞きたいと言われました。担当者から。補助金について意見を言う立場ですから、そういったことについて意見を交換し、いろんな提言をさせていただきました。例えば、市でイベントをサポートする学生とかイベントサポータークラブとかを募集する。その一方で、イベントをやりたい人が応援してほしいと申請すると、サポーターに声をかける仕組みづくりを提案しました。実際に文化祭に参加して見てきましたけど、年配の方達が一生懸命やっているんですね。腰が痛くて動きづらい方と若い方とをつなぐような仕組みを用意したらいいんじゃないかということ提言の1つに入れました。何らかの市民の活動を応援できるような仕組み循環にもなるかと思っておりますので、何か考えていければいいなど。今回の補助金審議とズレますが、市民の活動区民の活動が循環できる仕組みの中に支援の仕組みとか何かそういったものを考えてもいいのかなと考えたところです。

では本当延びてしまって申し訳ないのですが、補助金の交付については、次回の審議に向けては補助金の対象事業の中身のところをご説明いただけるような準備をしていただくことを含めて、「妥当」ということで判断したいということによろしいでしょうか。ありがとうございました。適切な執行をお願いしたいと思います。

○事務局 議長、今回附帯意見はいかがいたしますか。

○議長 まあそうですね。1つは補助金要綱をしっかりと作ったほうがいいんじゃないかなと。その都度区の考えで動いてしまうのはどうかと考えます。補助金要綱は区長決定ですよね。文化芸術についても区長の決定を受けたうえで、それに基づいて交付決定するほうがいいんじゃないかと思うので、文化協会についても要綱の設置をしていただきたいという意見を出してもいいかなという気がするんですが。皆さんどうでしょうか、いいですかね。

○齋藤委員 資料として分かりやすい、議論しやすいものをいただけると助かります。

○議長 議論しやすい資料のご提示のお願いと文化の補助金要綱の設置と二本ということで、中

身はそれにさせていただいて、文面は副議長と相談して決めさせていただきたいと思います。

○澤村委員 社会教育法の趣旨に則ったことが分かるようにということですよね。我々この委員会としてはね。

○議長 補助金要綱を作るということは、それに則って作らないといけない。

○澤村委員 事務的なことじゃなくて、補助金の使い道がよく分かるような。

○議長 何のために補助するのかということが分かるように作っていただく。

○澤村委員 事務的なことを言っているわけではなくて。

○議長 法の趣旨に基づいて、それが分かるように

○澤村委員 社会教育法13条とか、その辺の趣旨がきちんと分かるように。

○議長 以上で、補助金の審議についてはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

2 今後の会議の進行について

○議長 最後に次回の確認だけお願いします。

○事務局 それでは資料4をご覧くださいと思います。次回は7月9日の15時からを予定しております。15時に教育委員会室で行います。

3 その他

○議長 では、最後に副議長から一言お願いします。

○副議長 先ほど申し上げたとおりですけれども、育成活動だとか文化芸術活動だとか、やはり社会教育って中々自律的に経営していくのが困難な領域で活動されていて、でも人間の生活を支える上ではそうした活動が欠かせないはずなんですよ。最近そういったことは「ウェルビーイング」という言葉で言い表せられるようになってきて、それはなかなか評価のベースに載りにくいし、数値化しにくいのですけれども、絶対生きていく上では意欲を支える面ではとても重要ですし地域のコミュニティの基盤になることなので、ここは丁寧に拾ってむしろ応援する方向でいかないとけないなということを今日は改めて思いました。

○議長 ありがとうございました。それでは今日の会議を終わりにしたいと思います。

—閉会—